

被留置者の留置に関する訓令

〔最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号〕

（概要）

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）等に基づき、留置施設の適正な管理運営及び被留置者事故の防止を図るとともに、被留置者の人権を尊重しつつ、被留置者の状況に応じた適切な処遇を行うため、留置業務に関し必要な事項を定めたもので、平成19年8月17日から施行しています。